

専利審査指南改正草案（意見募集稿）の 解説

2013年10月22日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『専利審査指南改正草案』(意見募集稿)に関する説明

一、『専利審査指南』を改正する必要性及び主なプロセス

電子情報技術の急速な発展に伴い、コンピュータ、携帯電話、デジタルカメラなどの電子情報製品はすでに広く応用されている。それにしたがって、製品のユーザーインターフェースのデザインが速やかに発展し、ユーザ体験は次第に製品が成功できるか否かを定めるキーポイントになってきた。携帯端末、スマート家電製品のデザインにおいても、グラフィカルユーザーインターフェースに対するデザインがますます重要な地位を占めている。近年来、我が国の企業はグラフィカルユーザーインターフェース意匠に対して人員と資金の投入を絶えず増やし、革新能力を向上させつつあり、グラフィカルユーザーインターフェース意匠について知的財産権の保護を求める声も日増しに強くなってきた。

しかし、現行の『専利審査指南』では「製品が通電後に表示する図案」に意匠権を付与しないと明らかに規定し、しかも「製品の図案は固定、可視のものでなければならない、あったりなかったりする又は特定の条件下でしか見えないものであってはならない」を要求するため、グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品の意匠が専利保護から排除され、デザイナーによるデザイン革新の促進に不利である。

革新発展の趨勢に順応し、デザイナーのグラフィカルユーザーインターフェース分野でのデザイン革新を効果的に激励し、電子情報製品のイノベーションを促進し、企業の市場競争能力を向上させるために、『専利審査指南』を改正してグラフィカルユーザーインターフェースを含む製品の意匠に専利保護を与える必要がある。

そのため、国家知識産権局は 2013 年 3 月に『専利審査指南』の改正作業を開始した。調査・研究に基づき、国家知識産権局は『専利審査指南改正草案（初稿）』を起草し、局内の部門、関連企業に意見の募集を行った。その後、フィード・バック

クされた意見に対しての分析・研究を経て、国家知識産権局は草案についてさらなる調整と改善を行い、『專利審査指南改正草案（意見募集稿）』及びその説明を作成した。

二、主な改正内容

（一）第一部分第三章についての改正

1. 意匠専利権を付与しない状況に関する規定の改正

現行の指南では、「製品が通電後に表示する図案、例えば、電子腕時計の文字盤に表示された図案、携帯電話のディスプレイに表示された図案、ソフトウェアの画面など」が意匠専利権を付与しない状況に該当すると認め、客観的にグラフィカルユーザインターフェースを含む製品のデザインを意匠専利権の保護範囲から排除した。

該当規定についての改正は、二つの方面を含む。一つ目は、もとの規定を削除し、グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠に保護を与える障害を取り除くこと。二つ目は、専利権を付与しない状況を「ヒューマンコンピュータインタラクションと関係なく、又は製品機能の実現と無関係な製品表示装置に表示された図案」に調整すること。あらゆる製品表示装置に表示された図案に対していずれも意匠専利保護を与えるわけにはいかないからである。例えば、パワーオン・オフの際におけるヒューマンコンピュータインタラクション及び製品機能の実現と無関係なスクリーン壁紙・画面、製品機能の実現と無関係なウェブサイト・ウェブページにおける画像や文字の組版・ゲームのインターフェース。

（第7.4節）

2. 製品図案の要求についての改正

現行の指南では、製品の図案について、「製品の図案は固定、可視のものでなけ

ればならず、あつたりなかつたりする又は特定の条件下でしか見えないものであつてはならない」と規定されている。

しかし、技術の発展に伴い、表面の図案が動的に変化できる工業製品はますます多くなり、人々に喜ばれよく知られているようになった。よって、もとの規定は、技術とデザインの発展の現実状況に適応できなくなり、かえって斬新なデザインが意匠保護を受ける障害になるため、削除することにする（第7.2節）。

3. 意匠の図面又は写真に関する規定の追加

意匠専利権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準にする。

グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠について、出願人は該当意匠の図面又は写真を提出し、専利権保護を求める製品の意匠を明瞭に示さなければならない。そのため、出願人により提出される図面は、グラフィカルユーザインターフェースの位置を表示できる製品全体の意匠図を含むものでなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人が少なくとも1つの状態を表す前記製品全体の意匠図を提供すべきであつて、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいものとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。（第4.2節）

4. 簡単な説明に関する規定の追加

専利法の規定により、簡単な説明は、図面又は写真に示されている当該製品の意匠の解釈に用いられるものである。

グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、グラフィカルユーザインターフェースの用途を明記しなければならない、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースのデザインについて説明を行う。例えば、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの位置、インタラクティブモード

及び変化状態などを説明する（第 4.3 節）

（二）第四部分第五章についての改正

1. 意匠と公知意匠には明らかな区別があるか否かを判断する考慮要素に関する規定の追加

一つの工業製品の意匠は多くの面に関係し、携帯電話を例に挙げれば、携帯電話の形状、色彩と図案について様々な調整と変化を行うこともできれば、携帯のグラフィカルユーザインターフェースだけについてデザインを施すこともできる。調査により、多くのグラフィカルユーザインターフェースのデザイナーは、製品の他の面についてデザインを施さず、単に関連製品の慣用設計を採用していることがわかった。このような状況において、グラフィカルユーザインターフェースを含む意匠専利が公知意匠に比べて明らかな区別があるかどうかを判断するとき、係争専利のその他の部分のデザインが慣用設計にあたる場合、そのグラフィカルユーザインターフェースは全体の視覚効果により顕著な影響を与える（第 6.1 節）